

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第10号

令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（令和6年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月17日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



第5条中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第1～4条 (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 保険料の減免を受けようとする者は、第3条各号のいずれかに該当することを証明する書類及び減免の決定に必要な所得又は収入を証明する書類を添付して申請書を令和7年3月31日までに広域連合長に提出しなければならぬ。</p> <p>第6～9条 (略)</p>	<p>第1～4条 (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 保険料の減免を受けようとする者は、第3条各号のいずれかに該当することを証明する書類及び減免の決定に必要な所得又は収入を証明する書類を添付して申請書を令和6年3月31日までに広域連合長に提出しなければならぬ。</p> <p>第6～9条 (略)</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。